

1995年ロシア家族法典：家族関係の規制への新しい取り組み

マリア・アントコーリスカヤ

(ユトレヒト大学モーレングラーフ私法研究所上級研究員)

稻子宣子訳

第1章 序論

1996年3月1日に、新しいロシア家族法典⁽¹⁾が施行された。その採択は、ロシアの私法における今日の広範な改革の一部である。いくつかの理由から、この法典とその前史は、外国人にとって、たいへん興味深いものだろう。

多くの西欧諸国とは違って、ロシアには立法過程の公表という伝統がない。このため、新しい法令がどのようにして成立したかを理解することや、その規定の背景をたどることが難しくなっている。私は、新家族法典の起草委員会⁽²⁾の一員として、読者に対して、この法典が制定された主な理由の概略を示し（第2章）、また、この法典の基礎にある家族関係の規制への新しい取り組みの方向を明らかにしたいと考えている（第3章）。さらに、新法典の起草者が直面したいいくつかの問題についても論じ、法典のなかのある編では起草委員会の仕事が他の部分に比べて満足すべき成果をあげられなかったのはなぜか、その理由を指摘したいと考える。外国の読者にとって興味深いと思われるもうひとつのテーマは、新ロシア民法典が新家族法典にあたえた影響と、この二つの法典の相互関係である（第4章）。なお、新家族法典の実質的な内容については、この論文の長さが限られていることを考慮して、私がもっとも重要であり例証となると考える項目だけを論ずる。結婚や離婚にかんする節（第5章第1節）では、夫婦関係への国家の介入がいかに縮小されたかを示そうと思う。夫婦財産制にかんする節（第5章第2節）では、ロシアの家族法の歴史で夫婦財産契約がはじめて導入されたにもかかわらず、諸外国の夫婦財産契約の取り組みと一致させようとする試みが、部分的に成功しなかったことを詳述する。子と両親との関係に

(1) ロシア連邦家族法典、1995年12月8日付『ロシア連邦法令集』1996年、第1号、掲載15号。

(2) 起草委員会は、ロシア連邦国家会議における女性、家族および青少年問題にかんする委員会により設置され、家族法を専攻する6人の学者で構成された。

かんする節（第 5 章第 3 節）では、今日的な多くの争点について論ずる。すなわち、父子関係の帰属と承認（判決による父子関係の確定すなわち強制認知と任意認知を指す——訳者）における新しい傾向、人工授精の場合における父子関係の確定や代理母、そして国連子どもの権利条約がロシアにおける未成年者の法的地位に与えた影響について論ずる。新家族法典の背景および実質的な家族法の発展にかんして、ここに提供される情報が、ロシア法の改正のしくみとその現状についての若干の示唆を読者に与えるものとなれば幸いである。

第 2 章 ロシア家族法の主な改正理由

1995 年家族法典の新しさと特徴、それに近年改正された一連のロシア私法におけるこの法典の位置づけは、1917 年の革命以後のロシア家族法の歴史にかんするある程度の理解なしには、正しく理解することができない。革命後のロシア家族法の発展は、前進と後退の間をゆれ動いた。その一方で、他のヨーロッパ諸国でおよそ 4 分の 3 世紀を要した家族法のさまざまな改革は、ロシアでは、すでに 1917~1918 年⁽³⁾ にほぼ完成されたのである。この時期に、ロシア帝国におけるすべての封建的で教会的な規則は、その当時はたいへん現代的であった非宗教的な規則に置き換えられた。すなわち、非宗教的な破綻主義的離婚を導入し、婚外子に婚内子と平等の権利を与える、女性に家族関係における平等の権利を与えるなどの改革がおこなわれた。

しかし、ロシア家族法における自由主義は、長く続かなかった。すなわち、1944 年には、厳しい反動の時代⁽⁴⁾ が始まった。この反動的な時代は、1968 年になって結婚と家族にかんする基本法⁽⁵⁾ の採択とともに、ようやく終った。この基本法にしたがって 1969 年の結婚家族法典⁽⁶⁾ が制定された。この法典は、初期の法令における両極端から解放されたものであり、約 25 年間にわたって社会の要求の大部分をどうにか満たしてきたのである。しかしこの法典は、あらゆる私的な商業活動が禁止され、圧倒的多数の国民がほぼ同等の所得を持つという国家のためにデザインされたものであった。市場経済への転換の後、旧法典の強制的、命令的な規則、裁判官に許される自由裁量の制限、そして旧法典が法的効力のある夫婦財産契約や扶養契約を締結する可能性を許さなかったことは、その社会的地位が主流ではない人々（たとえば、ビジネスマン、専門家、さらに失業者、低所得者など）に、深刻な問題を生みだした。旧法典を改正するもうひとつの理

(3) この改正は、1918 年に最初のロシア家族法典である身分事項、結婚、家族および後見法典が採択されたとき、ほとんど完成された（身分事項、結婚、家族および後見法典、1918 年 10 月 22 日付『ロシア社会主義共和国連邦法令集』1918 年、第 76 号、掲載 818 号）。

(4) 1944 年に家族法は 180 度転回した。これは、全体主義社会による人権の全般的な弾圧の一部である。離婚手続は、極度に厳しくなった。婚外子に対する強制認知および任意認知は禁止された。ソ連最高会議幹部会令、1944 年 7 月 8 日付『ソ連最高会議公報』1944 年、第 37 号。

(5) ソ連と連邦構成共和国の基本結婚・家族法『ソ連最高会議公報』1968 年、第 27 号、掲載 241 号。

(6) ロシア社会主義共和国連邦結婚・家族法典、1969 年 6 月 30 日付『ロシア社会主義連邦共和国最高会議公報』1969 年、第 32 号、掲載 1086 号。

由は、医学的技術の発展が家族法にとって新たなジレンマを生みだしたことである。人工授精、代理母、遺伝学的専門技術は、誰が親であるかを決定するルールの変更を余儀なくさせた。さらに、1990年に国連子どもの権利条約⁽⁷⁾を批准したことは、ロシアに対して、この条約の線に沿った立法の道を歩むことを余儀なくさせた。それらすべての頂点に、ソ連の解体、移民の増大、鉄のカーテンとの決別があった。これらは、家族の法的紛争解決のルールをつくり出す仕事を緊急の課題とした。

1993年から1994年にかけて検討されたロシア家族法のオーバーホールのためのさまざまな理由は、改正の必要性をどのようにして巧みに処理するかについての議論をひきおこした。提案の一つは、まったく新しい法典を起草するのではなく、現行法を部分的に改正するというものであった。この見解は、いくつかの理由により、受け入れられなかった。第一の理由は、必要とされる書き直しの分量が、結局、現に存在している法典をまったく違う文書にしてしまうほどのものになるということだった。第二の、より決定的だと思われる理由は、計画されていた家族法の部分的な改正では、現行法の基礎にある理論やイデオロギー全体の作りなおしにはならないということだった。そしてこの仕事は、旧法典の枠のなかではまったく実行不可能なものであった。

第3章 新しい取り組みの探求

家族関係の規制の理論的な母体を考えなおし、従来とはまったくちがった取り組みをすることが必要となったのは、ロシア家族法のなかに、一定の矛盾した要素が存在していたからである。ロシア家族法は、実定法のレベルでは、大体において進歩的かつ自由主義的であるのに、イデオロギーや理論のレベルでは進歩主義や自由主義からは程遠いものであった。この矛盾の根源は、法を公法と私法に分けることの否定であり、それはソビエト・イデオロギーの一部分であった。1917年の革命以来、かつて私法であったすべての分野が公法として取り扱われた。このようなアプローチの本質は、1941年に、当時もっとも有力なロシア家族法学者のひとりであったスヴェルドローフによってしめされた。彼は、その著書のなかで、つぎのように記している。「社会主义国家は、家族関係に対する直接的かつ積極的な介入のために、広範な自由裁量権を留保している……。〔国家は〕男女間の関係が個人的、内面的、国家・社会に無関係という性質をもつことを否定する……。国家は、集団の利益を保証するために、そして集団に対する義務を果たすことを個々人に強制するために命令し、規則を定める」⁽⁸⁾。

このような家族法の私的な性質の否定の背後には、二つの主要な前提が存在する。その第一は、

(7) 国連子どもの権利条約は、国連総会により1989年11月20日に採択された(44対25により決議)。この条約はソ連では1990年9月15日に施行された。

(8) G.M.Sverdlov, "O predmete sisteme sotsialisticheskogo semeinogo prava", Sovetskoe gosudarstvo i pravo, 1941, no.1, 58(ゲ・エム・スヴェルドローフ「社会主义的家族法の対象とシステム」『ソビエト国家と法』1941年、第1号、58頁)。

個人超越主義であった。国家は、全体としての社会主義社会の利益を、個々の市民の利益よりも重要であると考えていた。その第二は、パターナリズムであった。国家は、何が個人の最善の利益であるかを、その個人本人よりもよく知っていると主張した。この信条は、家族法を強制規範だから成るものにしてしまい、家族構成員から自己決定権行使する権利を奪ってしまった。その好例は、夫婦財産制の規定である。夫婦財産制は、夫婦財産契約によってそれを変更する可能性を排除する強制規範によって定められていた。すべての国民はむりやりに一つの規準にはめ込まれた。このようなやり方は、全体主義国家にとって「当然な」ことであった。しかし、ポスト・ソビエトの時代には、完全にたえがたいものとなった。

このことは、新しい家族法の起草者たちにとって、家族関係における個人と社会の地位に対するまったく新しいアプローチをとることが、なぜ重要な方針なのか、その理由を説明している。個人と社会のそれぞれの地位を明確にすることは、家族法のあらゆる部分について、鍵となる倫理的、哲学的な選択をともなう⁽⁹⁾。起草者たちは、意識的に個人主義的なアプローチを選択した。このことは、原則として家族の各構成員の利益が、全体としての社会の利益とか、家族の安定とか、人口学的考慮などの個人を超えた利益よりも優先することを意味する。この見解は、本論文の第4章第1節で述べられているように、離婚にかんする新法典の規定によって示されるだろう。家族法は、このようにして復活した私法システムのなかで生き返った。家族問題への国家の介入は著しく制限され、古い強制規範の大部分は、任意規範に置き換えられた。家族構成員は、夫婦財産契約や扶養契約、結婚期間中や離婚後の子にかんする合意、そして、自己決定にかんするその他の方式という手段により、自らの関係を規制する自由を認められた。国家の介入は、契約が結ばれなかったときの規制、弱者の保護、契約の履行の強制および責任を課すことに限られた。

第4章 新家族法典と新民法典、民法への復帰

新家族法典の起草者にとってのもう一つの問題は、家族法と民法との相互関係だった。この問題は特別の歴史をもっており、草案の起草のときには、解決から程遠い段階にあった。1917年の10月革命以前には、ロシアにおける家族法は、他のあらゆる国の場合と同様に、民法の一部として考えられていた⁽¹⁰⁾。家族の法令も、民法の法令の一部であった。家族法令は、民法にかんする他の法令といっしょに、*Svod Zakonov Rossiiskoi Imperii* と呼ばれるロシア帝国法律集

(9) エム・フリーマンの言葉を引用すれば、「家族法は主として国家と社会との関係にかんするものである」(M. Freeman, "Towards a Critical Theory of Family Law", *Current Legal Problems*, 1985, 162. フリーマン「家族法の批判的理論にむけて」『今日の法律問題』1985年, 162頁).

(10) この時代の学者たちは、家族法の特別な性格を民法におけるその特殊性を立証しながら描き出した。Cf. A. I. Zagorovskii, *Kurs semeinogo prava*, Odessa, 1902, 2 - 3 (アーカイ・イー・ザゴロフスキイ『家族法教程』オデッサ, 1902年, 2 - 3頁参照).

成第10編第2部のなかに入れられていた。今世紀のはじめ、特別委員会が最初のロシア民法典 (*grazhdanskoe ulozhenie*)⁽¹¹⁾に取り組みはじめたとき、民法典のなかに家族法を含める方針だった。

革命の1年後の1918年に、はじめて独立したロシア家族法典が採択された。当時、ロシアには民法の法令がほとんどなかった。「戦時共産主義」政策の路線において、実際にはすべての財産が国有化されており、ほとんどすべての私的取引が廃止され、私的取引にかわって、行政的配分の体制が支配していた。革命前の法令はもはや効力を持たなかった。民法は死んだと誇らしげに宣言されて、誰もそれを復活させようとしなかった。しかし、家族関係は新たな規制を要求していた。初期のソビエト国家は、熱心に革命前の家族法を作り変え、特に農村でまだ力があった教会の影響を後退させた。このことは、当時、なぜ家族法だけの法典が採択されたのか、また、なぜ民法と家族法の分離という課題についてなんの議論もおこなわれなかつたのかを説明している。家族法は、分離されたが存在し続けた。その一方で民法は事实上廃止されたのである。

最初の民法典は新経済政策 (NEP) の時代、すなわち私法による取引関係が部分的に復活はじめた1922年になってやっと制定された。そのとき家族法を民法典に含めるという提案がなされたが、司法界は、すでに家族法を民法から分離することを当然のこととしており、家族法典と民法典は一つにはならなかった。

当初、この分離は立法技術の問題にすぎなかつた。そのため、家族法は、まだ民法の一部であると考えられていた。イデオロギーが次第に法学の領域に浸透はじめた後に、やっとパエーヴィチをはじめとする研究者が、法の一部門としての家族法の独立を証明することに、真剣に取り組みはじめた⁽¹²⁾。家族法の独立の概念は、主として、「社会主義的」家族法は「資本主義的」家族法とはまったく違ったものであるという仮説にもとづいていた。資本主義社会では財産関係が家族生活のもっとも大きくて重要な要素であると考えられており、結婚でさえも民事契約として定義されているという理由で、「資本主義的」家族法は民法の一部であると考えられていた。この考え方は、資本主義社会における結婚は商業取引と異なるという結論に導いていった。一方で「社会主義的」家族は、本質的に、いかなる財産的考慮からも自由な、自発的な個人的関係から成り立っていると考えられていた。社会主義社会における家族の財産関係はそれほど重要ではなく、人格関係に従属するものとして描かれていたのである。家族法の独立の概念は、50年代に支配的となり、90年代のはじめまで支配的でありつづけた。

民法と家族法の分離の結果は、家族法にとってむしろ好ましくないものだった。家族法の理論は枯渇してしまった。なぜなら家族法は、責任、義務、契約などのような民法の主要な概念の発展から、利益を受けることができなかつたからである。法の適用の分野では、民法の規則が家族

(11) この法典の起草作業は1917年の10月革命により中断され、完成されなかつた。

(12) S. I. Paevich, "Brachnoe i semeinoe pravo", in : *Osnovy sovetskogo prava* (D. Magerovskii ed.) , M. - L. 1927, 420 (エス・イー・パエーヴィチ「結婚・家族法」『ソビエト法の基礎』(デ・マゲローフスキイ編), モスクワーレニングラード, 1927年, 420頁).

関係には適用できないと考えられていたため、この分離は非常に大きな問題を生み出した⁽¹³⁾。家族法が、たとえば義務の履行や契約の概念のような、多くの重要な規定や概念を欠いていたため、民法と家族法の分離ということは、実際には決して完全にはならなかった。現実には、民法の規則が家族の場合にも、それについての言及なしに適用されていたのである。

1991年に、ソ連と連邦構成共和国の基本民法⁽¹⁴⁾第1条第3項によって、いくつかの救済処置が与えられた。それは、家族法の法令に規定がないときには、家族関係に民法の規則の適用を認めるという条文である。しかしこれにより、家族法と家族法令の独立の概念は、影響を受けなかった。1994年に新家族法典の起草が開始したとき、この物議をかもし出す争点は、いまだ未解決のままであった⁽¹⁵⁾。

新家族法典の起草作業は1994年6月に始まった。新ロシア民法典の起草は当時まだ進行中であった。しかし、1995年12月に新家族法典の草案ができあがった時には、新民法典の第一編は、1995年1月からすでに約1年間にわたり施行されていた。二つの法典がことなる人々の集団により、別個に作成されたという事実にもかかわらず、家族法典の草案は、はじめは民法典の草案により、そして後にはその制定により大きな影響を受けた。

家族法と民法の相互関係は、家族法典の起草者たちにとってもっとも困難な問題の一つであり、民法典の起草者たちにとっても深刻な争点であることが判明した。驚くべきことに、双方の起草委員会はこの問題をオープンに取り扱うことを避けた。このことの背後にある主な理由は、起草者たち自身のあいだにさえ、この点で合意が存在しなかったことである。意見の違いは、ロシアの法学界全体のなかでの意見の違いをそっくり反映していた。今日にいたるまで、多くの学者は、いまだに法の一部門としての家族法令と家族法の独立の擁護者である。彼らの主要な論拠は、家族法関係と民法関係との相違である。他の学者たちは、家族法と民法の相違を認めながらも、両者の類似のほうがより重要であると考えている。彼らにとって家族法は、まさに民法の紛れもない一部分である。合意がないまま、両方の起草委員会は理論的な問題に立ち向かうことを控えた。二つの法典は、この問題を議論する余地を残すかたちで、家族法と民法の相互関係を定義しようと試みている。

実定法の面では、家族法と民法の相互関係は避けることのできない問題である。私の見解によ

(13) ロシア社会主義共和国連邦民法典第2条参照。『ロシア社会主義共和国連邦最高会議公報』1964年、第24号、掲載406号。

(14) ソ連と連邦構成共和国の基本民法『ソビエト社会主義共和国連邦最高会議公報』1991年、第26号、掲載733号。

(15) この問題の理論的背景は、私の次の著書と論文で述べられている。M. V. Antokolskaya, *Lektsii po semeinomu pravu*. M., 1995, pp. 7 - 39 : "Place of Russian Family Law in the System of Branches of Law and Correlation Between Family and Civil Law", *Tilburg Foreign Law Review*, no.5, 1995 - 1996, 53 - 68 and 93 - 109 (アントコリスカヤ『家族法講義』モスクワ、1995年、7 - 39頁および「法のシステムにおけるロシア家族法の地位および民法と家族法の相互関係」『ティルベルク外国法雑誌』5号、1995 - 1996年、53 - 68頁および93 - 109頁)。

ると、新法典の規定を分析すれば、民法の規定と家族法の規定との関係は一般規定と特別規定との関係と同様であるというシステムが明らかになってくる。

見たところ民法典は、民法の規則の家族関係への適用については全然言及していないように見える。このため、ヴラギーンスキイは、つぎのような結論を出した。すなわち彼によると、1964年の旧民法典は、家族関係は家族法の規定だけによって規制され、民法の規定は家族法の規定がはっきりとそれについて言及している時にだけ適用されると記していたが、新民法典は、この旧民法典と同じ立場をとっている⁽¹⁶⁾。しかし、さらに分析してみると、この二つの法典の本質的な違いは、この問題に対するアプローチの仕方にあるということが明らかになる。すなわち、旧民法典は家族関係に対して民法を適用させるために形式的な基準を用いたが、新民法典は実質的な基準を用いたのである。旧法典は、民法を適用するための制限的な規定とともに、それを適用すべき特定の関係として、家族関係、労働関係、土地関係その他の関係を単純に列挙していた。これに対して新民法典は、いかなる特定の関係にも言及せず、民法によって支配される関係の一般的な定義を与えている。すなわち新民法典第2条第1項によれば、民法は、当事者の平等、意思の自律性、財産上の独立にもとづく財産関係およびこれに結びついた非財産的・人格的関係を規制する。家族関係は、これらすべての条件に合致している。家族構成員は法的に平等であり、一方が他方に従属させられることはない。また、彼らの意思は自由であり、その財産は個別的に処理される。したがって、民法は家族関係をも規制するということになるだろう。

民法典におけるこの新しい実質的なアプローチのおかげで、家族法典の起草者たちも問題の解決に寄与することができた。家族法典第4条によれば、民法は、家族法の規定によって決定されていない家族関係に対して、「それが家族関係の本質と矛盾しないかぎりにおいて」適用される。このことは、民法の規定の家族関係への広い適用を認めていることを意味する。

起草委員会のメンバーによって書かれた家族法典のコメント⁽¹⁷⁾のなかで私が提案したように、家族関係に対する民法の規定の適用は、一般規定（民法）と特別規定（家族法）との間の相互関係として取り扱うことが可能である。このことは、民法典第256条と家族法典第7章および第8章との関係によって例証することができる。民法典第256条は、夫婦財産とくに夫婦財産契約にかんする一般規定を含んでいる。これに対して家族法典第7章および第8章は、夫婦財産制と、夫婦財産契約の内容、締結、解消および無効についての、よりくわしい規定を用意している。

(16) M. I. Braginskii, V. V. Vitrianskii, E. A. Sukhanov, and others, *Komentarii chasti pervoi grazhdanskogo kodeksa Rossiiskoi Federatsii*, M., 1995, 31 (エム・イ・ヴラギーンスキイ、ヴェ・ヴェ・ヴィトリアンスキイ、イエ・ア・スーサノフその他『注解ロシア連邦民法典第1編』モスクワ, 1995年, 31頁。この注解は、新家族法典が採択される以前に刊行された。したがってエム・イ・ヴラギーンスキイは、家族法典第4条の規定を考慮にいれることができなかった。

(17) I. M. Kuznetsova (ed.), *Komentarii k semeinomu kodeksu Rossiiskoi Federatsii*, M., 1996, 16 (イ・エム・クズネツォワ編『注解ロシア連邦家族法典』モスクワ, 1996年, 16頁)。

私の結論は、つぎのとおりである。すなわち、家族法は、それ自身の特徴を数多くもっているが、民法の下位部門として定義されるべきだということである。これは、民法を家族関係に適用する過程で出会うあらゆる実際的な諸問題を解決するための、もっとも首尾一貫した方法である。このようなアプローチが、いずれはロシア家族法学者たちにとって普遍的なものとなることを、私は期待している。

第5章 新しい実定法 改革はどこまですんだか？

新ロシア家族法典は、8篇からなり、21章に分けられている。すなわち、1)総則、2)結婚の締結および終了、3)夫婦の権利および義務、4)親と子の権利および義務、5)扶養義務、6)親の監護のない子、7)外国人および無国籍者をふくむ家族関係への家族法の適用、8)雑則。これらのすべての編は、一様に変えられたのではない。起草委員会は、もちろん、国会議員およびその他の公務員たちがこの委員会案を承認するように準備した。承認を拒否された提案のなかには、たとえば事実婚の夫婦の権利、18歳以上の子の教育のための扶養料にかんする規定がある。もっとも大きな改正は、離婚法、夫婦財産法、未成年者の地位にかんする規定についておこなわれた。

第1節 結婚と離婚

1. 結婚

革命前には非宗教的な結婚と離婚は存在しなかった。あらゆる宗教（ロシア正教、カトリック、プロテstant、ユダヤ教、イスラム教——訳者）グループは、自分たちの教会の規則に従っていた。民事婚は革命後になってようやく導入され、しかもそれは結婚と家族にかんする最初の法典が採択される前であった⁽¹⁸⁾。その時以来、教会がおこなう結婚の儀式は、法的意義をもたなくなってしまった。

1926年に⁽¹⁹⁾ソビエトの立法者は、「社会主義社会における結婚の死」という概念に同調して、現在もなお興味深い試みの第一歩をふみだした。コモン・ローによる結婚（すなわち事実婚、以下事実婚と訳す——訳者）は、正式な結婚とほぼ同じ法的地位を獲得した。結婚を伴わない同棲は、パートナーと共に生活していること、家計を分担していること、彼らの関係が第三者からみて結婚の外観をもっていること、たがいに扶養していること、子を共同で養育していることを条件として、事実婚とみなされた。学説から見ると、このことは、形式的な登録ではなく夫婦の合意だけを要件とする、結婚の進歩的な概念をかかげたのである。

(18) 1918年12月18日付「民事婚、子および身分事項登録簿の実施について」の全ロシア中央執行委員会および人民委員会議布告『ソビエト社会主義共和国連邦法令集』1917年、第1号、掲載160号。

(19) 1926年11月19日付「結婚、家族および後見法典」『ロシア社会主義共和国連邦法令集』1926年、第82号、掲載611号。

1944 年に、事実婚は、その法的意義をふたたび失った⁽²⁰⁾。事実上の夫婦は、結婚を登録しなければならなくなった。そうしなければ、彼らの関係は、あらゆる法的地位を失うことになった。1969 年の結婚・家族法典も事実婚を承認しなかった。

残念なことに、新家族法典は、この点に何の変化ももたらさなかった。事実婚により生活している人々が急増しているのに、事実婚の配偶者は、財産、相続または年金にかんして、配偶者としてのいかなる権利も与えられていない。彼らが私的な契約によってこれらの権利を確立する能力もまた、非常に制限されている。身分事項登録機関⁽²¹⁾に登録された結婚だけが、法的に有効である。

法典は結婚の定義を何も与えていない。しかし、第 12 条から、結婚は異なった性の間でだけ締結することができると結論することができる。同じ性の人間のインフォーマルな結合は、いかなる法的効力も否定されており、また、このことについては、予見できる未来において、いかなる変化も期待できない。

旧法典と同様に、新法典は、結婚の締結のための要件と結婚の法的障害を区別している。両者の結果は同じだから、この区別は理論的な性質によるものである。あらゆる要件が満たされなければ、あるいは、いくつかの障害が存在するならば、結婚を判決により取り消すことができる。結婚する両当事者にとって必要とされる法的要件は、双方が成年——18 歳以上——であることおよび当事者の合意である。法律上の障害は、他の登録された結婚の存在、一定の血縁関係があること、および精神的な障害を理由に裁判所により行為無能力の宣告を受けていることである。養親子関係も結婚に対する法律上の障害となる。しかしこの場合には縁組を解消することができるし、その後はもとの養親と養子との結婚は認められる。

旧法典は、2 年を限度として法定結婚年齢未満の者の結婚を認めていた。法定結婚年齢を引き下げるという提案は受け入れられなかった。なぜなら、早婚は不安定であり、しばしば配偶者（主として妻）に対して学業の継続を妨げることが明らかだからである。しかし、法律上の障害は、十代の若者が事実婚をすることを妨げるものではない。そのため、結婚年齢の 2 年以内の引き下げが地方当局によって許可されるが、それは「重大な理由」（たとえば、妊娠、子の誕生、不治の病など）による場合だけである。この場合、未成年者は、結婚の登録の日から完全な行為能力を取得する。この点にかんしては、新しい法律は何の改正もしなかった。新らしいことは、ロシア連邦の構成主体⁽²²⁾が、例外的な場合（多くは妊娠）に結婚年齢のさらにいっそうの引き下げを認める独自の法令を制定する権限を与えられたことである。この背後にある理論的根拠は、

(20) 1944 年 7 月 8 日の法令、前掲注(4)。

(21) Otdel zapisi aktov grazhdanskogo sostoiania (身分事項登録部)。

(22) ロシア連邦憲法第 72 条によれば、家族法はロシア連邦とロシア連邦構成主体が共同管轄権をもつ領域である。家族法典第 3 条第 2 項は、「ロシア連邦の構成主体は、家族法典自体が定めている範囲で、また家族法典が定めていない家族関係を規制するために、家族の法令を制定する権限がある」と定めている。

子を生むことができる生物学的能力が、民法による成年年齢よりもずっと早く現れるという事実である。早産は奨励されないが、それが起きたときには、両親に法律上の結婚を認めるほうがよいのである⁽²³⁾。

2. 離婚

革命前、ロシア帝国には離婚の統一的な規則がなかった。結婚の解消は、結婚式と同様に教会法の領域だった。離婚を認めない宗教もあった（カトリック——訳者）。ロシア正教は、教会裁判所での非常に複雑な離婚手続定めていた。離婚原因は限られており、有責主義にもとづいていた。

離婚にかんする最初の非宗教的な法令は、1917年12月19日に制定された⁽²⁴⁾。結婚関係を解消する権限は、教会裁判所から第一審の民事裁判所および身分事項登録機関に移行した。結婚の回復しがたい破綻が、一般的な離婚原因となった。夫婦の双方が離婚に同意しているとき、夫婦は身分事項登録機関に離婚を登録することができた。夫婦の一方が同意していないときだけ裁判手続によらなければならなかった。

1926年に制定された二番目の家族法典は、離婚手続をいっそう簡単にした。事実婚を法的に承認したことは、結婚の登録の意義を弱めただけでなく、その正式な解消の意義をも弱めた。もはや結婚の破綻を証明することも、裁判所へ行くことさえも義務ではなくなった。結婚を終らせるという夫婦の一方だけの意思があれば十分だった。

しかし振り子はべつの方向へと振れていった。1944年7月8日の法令は、離婚を非常に困難なものにした。夫婦は、結婚の回復しがたい破綻を証明する十分な証拠を提出しなければならなくなつた。裁判所は、夫婦双方の意思に反しても、離婚の訴えを却下することができた。第一審の裁判所は、第二審の裁判所が離婚判決を言い渡すことができる前に、あらゆる調停手段行使しなければならなかつた。これらの手段は、「家族の安定」を保護することを目的としていた。しかし実際には、このような手段は、事実上の離婚と事実上の再婚を増加させただけであった。

家族関係を安定させようとするこの試みが失敗に終わった後、1969年の法典は、再び離婚をもう少し近づきやすいものにした。この法典は、二つの異なる離婚手続を定めている。すなわち一つは行政的手続、つまり身分事項登録機関における離婚手続であり、もう一つは第一審の裁判所における手続である。行政的手続は、夫婦の双方が離婚に同意していることを条件に、未成年の子あるいは財産の請求をもたない夫婦に対して開かれた。離婚のための理由は問われなかつた。当局には、離婚の承認を拒否したり、あるいはそれを延期する権限は与えられなかつた。

(23) これは、いまもなおロシアにおける非常に大きな問題である。伝統がつよい地域、特に人口の大部分がイスラム教徒である地域では、事実婚と婚外子に対して否定的な態度だからである。イスラム教徒の未成年の女性の場合、自分の子の父と結婚できるかどうかが、きわめて重要である。

(24) 1917年12月19日付「結婚の解消について」の全ロシア中央執行委員会布告『ロシア社会主義連邦ソビエト共和国法令集』1918年、第76号、掲載818号。

一般的離婚原因は、以前と同様に、結婚の回復しがたい破綻であった。行政的手段において、夫婦は離婚の理由を明らかにする義務がなかった。回復しがたい破綻は証明を必要とせず、推定された。裁判手続は、配偶者に未成年の子がいるとき、財産にかんする紛争があるとき、あるいは離婚についての合意がないときに適用された。結婚の回復しがたい破綻は、証明を必要とした。裁判官は離婚手続の延期を命令し、また、夫婦に対して6ヶ月以内の和解のための期間を経ることを命令できた。もし離婚の理由が不十分と考えるならば、離婚の訴を却下することも可能であった。夫婦双方が結婚の解消を主張するときでさえ、裁判官によって代表される国家は、夫婦の意思に反して結婚を継続させる権限を与えられていた。このことは、回復の見込みがないことが繰り返し証明されているのに、すでに死んでしまった結婚の法的な外皮を永続させようとする試み以外の何ものでもなかっただけでなく、夫婦の個人的な権利の侵害でもあった。

ロシアの離婚法に登場した劇的な変化にもかかわらず、入手できる離婚統計にほとんど変化がないことは、注目すべきことである。そのため、新家族法典の起草者たちは慎重になった。新法典は、結婚の解消のようなデリケートな問題について、裁判官が夫婦自身よりも優先して決定できるというようなパターナリストックな見解を拒んでおり、国家の介入から夫婦の私的生活を守ることをめざしている。

行政的手段はほとんど変わらずに残ったが、裁判手続は大きく変化した。裁判所の権限は、二つの状況、すなわち未成年の子がある場合と、離婚にかんする合意がない場合に限られている。未成年の子がある場合には、夫婦双方が結婚の解消を望んでいても、裁判手続によらなければならぬ。彼らに対して裁判所に行くことを要求する唯一の理由は、未成年の子の保護である。子にかんする合意は、裁判所による承認を受けなければならない。合意がないとき、あるいは提案された合意が承認されないとき、裁判所自身が子の地位にかんして決定する。家族法典第23条は、「裁判所は、離婚の動機を明らかにすることなしに結婚を解消する」と述べている。裁判官は、もはや、離婚を延期したり、あるいは離婚の承認を拒む権限をもっていないだけでなく、離婚の動機を審査することさえ認められていない。新法典は、家族の解体が子の最善の利益に反するという理由で未成年の子がある場合の離婚をより難しくするべきだという考えを、きっぱりと捨てた。この決定の背景には、社会学的調査により支持されている確信、すなわちトラブルのある結婚を無理に継続させることは、結局のところ、子を犠牲にすることになるのだという確信がある。

離婚に合意している夫婦による裁判所での離婚は、身分事項登録機関での手続と似たものになった。どちらの場合でも、結婚が回復の見込みがないところまで破綻していることを証明する必要はない。このことは、離婚のための法的根拠は離婚に対する夫婦の合意である、という結論へと導くのである。

裁判手続が必要とされる二番目の状況、すなわち、夫婦の一方が結婚を続けたいと考えている場合は、より複雑である。家族法典第22条は、このような場合について、「裁判手続による結婚の解消は、今後の夫婦の共同生活および家族の維持が不可能であることが裁判所により確定され

た場合におこなわれる」と定めている。この状況では、離婚原因は以前と同様に、結婚の回復しがたい破綻である。しかし、そのことを証明する手段は、まったく違ったものとなった。裁判所は、夫婦に対して、離婚に賛成あるいは反対する理由を明らかにすることを強制する権限を持たない。大多数の事例において、理由を明らかにすることは、夫婦自身の利益になる。なぜなら、そうすることにより、彼らは裁判に勝つためのより良い機会を持つからである。しかし、もし夫婦の一方または双方が自分たちの私生活について法廷で議論することを望まないならば、裁判官ができるることは、第22条第2項にしたがって、3ヶ月以内の期間、離婚を延期し、和解のための時間を夫婦に与えることだけである。この規定は、一時的な不和などのような理由による衝動的な離婚を防ぐことを意図している。しかし、このテスト期間の後も、なお夫婦の一方が離婚に固執している場合には、裁判所は離婚の判決を出さなければならない。なぜなら、第22条第2項2段が、「夫婦の和解のための試みが失敗し、夫婦の一方が離婚に固執している場合には、結婚は解消される」と明確に記しているからである。この条文を分析すれば、結婚を終らせようとする夫婦の一方の変更できない意思が、結婚の回復しがたい破綻の十分な証拠として取り扱われていることがわかる。新法典は、このようにして、判断の基準を客観的なものから主観的なものへと切り替えたのである。以前は、裁判官を納得させることが必要であった。しかし今では、夫婦の一方が結婚をもはや維持できないと確信しているということだけで十分なのである。

第2節 夫婦財産制

1917年の革命前のロシア帝国の夫婦財産法は、その時代にとってはかなり進歩的なものであった。夫婦別産制がとられており、結婚した女性は、自分の財産を処分し、手形の発行という唯一の例外をのぞいて、どんな私的取引にも参加する自由があった。

革命後、夫婦財産制は当初変更されることなく、完全な夫婦別産制がそのまま維持された。しかし離婚が普及すると、この制度は女性にとって極端に不利なものになった。当時、女性の大部分は家庭の外に仕事を持つておらず、そのため独立した収入を得ていなかった。彼女たちがおこなう家事労働は考慮に入れられず、形式的にはすべての財産は夫によって取得されたという理由から、離婚の場合に彼女は何の財産も受け取ることができなかった。この状態を変えるために、二番目の1926年の家族法典は、完全な別産制を、限定された共有財産制（結婚中に取得された財産だけが共有財産となる）に置き換えた（ここで筆者は「共有」と記しているが、正確には「合有」である。合有とは、持ち分の定めのある共有とは違って、その財産が分割されるときだけ各自の持ち分が決定される所有形態である。ロシアの法定夫婦財産制における共同財産の所有形態は共有ではなくて合有であるから、以下合有と訳す——訳者）。なお、この制度は今日まで変更されていない。ロシア家族法の他の部分は、1944年7月8日の法令のようないくつかの一時的な例外はあるにしても、かなり進歩的であったが、夫婦財産法は進歩的なものからは程遠かったといえよう。夫婦財産制を規制するあらゆる規則は強制的であり、夫婦の個別的な要求に

合致する夫婦財産制をつくりだす、いかなる種類の夫婦財産契約を結ぶことも認めなかった。同時に、すべての夫婦の要求を満足させる理想的な法制度はあり得ないという明白な理由から、このシステムの弊害はますます明らかになった。合有財産制は女性の利益のためにつくられたのに、女性たちが、しばしばこの制度の融通のきかなさの犠牲となった。第二次世界大戦後、女性たちの圧倒的多数は仕事や独立した収入を獲得し、彼女たちのなかには夫以上に収入がある人もいた。これらの女性たちが伝統的に家事の大部分をおこない、子の世話をしていたという事実にもかかわらず、財産分割の場合、彼女たちは家族の財産の半分しか与えられなかつた。個人の商業活動の最近の成長は、もっと複雑な問題を多く発生させており、民法典と家族法典が起草されたとき、夫婦財産契約を導入することがもっとも緊急な課題の一つになつた。

すでに述べたように、夫婦財産にかんする一般規定は現行民法典（第256条）のなかにある。家族法典は、夫婦財産についてもっと詳しい規定を用意しており、また家族関係の特殊性にもとづく若干の例外を設けている。両法典の夫婦財産法は、主として任意規定からなりたつてゐる。法定財産制と夫婦財産契約との相互関係は、民法典第256条第1項によって定められている。すなわち、この条文によれば、法定財産制は、これとは違う夫婦財産制が夫婦財産契約によって設定されていない場合にかぎって適用される。

法定財産制は、限定された合有財産制である。合有財産制は、いまでももっとも適切な法制度であると考えられている。なぜなら大多数の既婚女性の収入は、家事や子の養育義務が彼女たちの職業に与えるマイナス効果のため、夫の収入に比べてまだ低いからである。

民法典第256条第2項と家族法典第33条、34条によれば、結婚中に夫婦により取得された財産は、合有財産となる。結婚前の財産および結婚中に贈与、相続またはその他の無償の法律行為によって取得された財産、および結婚中に取得された財産でも個人的に使用されるもの（貴金属や他のぜいたく品を除く）は、個人財産として指定されていなくても夫婦それぞれの財産である。家族法典第38条第4項は、夫婦が別居してから正式に離婚する以前に取得した財産を夫婦それぞれの個人財産として扱うことを裁判官に許している。

合有財産の占有、利用および処分は、夫婦の合意にもとづいておこなわれる。夫婦の一方が法律行為をおこなった場合、もう一方の同意があったものと推定される。実際に同意がなかった場合は、その法律行為は無効とされることがあり、権利を侵害された配偶者は、その効力を裁判で争うことができる。善意の第三者を保護するため、第三者が原告配偶者の同意がないことを知っていたか、または知るべきであったことが立証されるときに限り、法律行為は無効と宣言されうる。この規則は民法典第253条を根拠としているが、この規定は、民法典や他の法律による別段の定めがないかぎり、あらゆるタイプの共同所有に適用できる。この民法典の規定は、重要な家族財産、とくに結婚住宅を保護するために例外をもうけることを家族法典に許している。家族法典第35条第3項によれば、不動産の処分および公証手続を必要とする法律行為をおこなうには、他方の配偶者の公証手続で認証された同意を必要とする。このような同意なしでおこなわれた法律行為について、権利を侵害された配偶者は、1年以内にその効力を争うことができる。

共同で取得された財産は、結婚期間中および離婚にともなって分割することができる。結婚解消後の分割の場合、3年間という一般的な時効が適用される。財産は夫婦の合意により、または合意にいたらなかった場合には裁判所により、分割することができる。合意による分割の場合、夫婦は彼らの望むように財産を分割することができる。訴訟の場合、夫婦それぞれの取り分は、その財産の取得に対する夫婦それぞれの寄与の度合いとは無関係に平等であると推定される。このことは、夫婦の一方が「相当の理由」により収入を得ていなかったため、合有財産の取得に全く寄与していなかったときでも同様である（家族法典第34条第3項）。この規則は、家事、育児、学業に従事していたり、または失業や病気のために収入を得る機会を失っていた配偶者の権利を保護することを目的としている。財産の取得に寄与しなかった理由が「相当」であると考えられない場合（たとえば、仕事をする意志がない場合や、ギャンブルまたは飲酒による浪費の場合）、その配偶者の取り分は、減らされることがある。

夫婦財産契約が締結された場合には、夫婦財産契約制度が適用される。夫婦財産契約を締結する自由こそが、家族法典におけるもっとも重要な新機軸のひとつであるという事実にもかかわらず、これに関連するいくつかの規定は、完全なものとは程遠い。起草委員会の当初の計画は、アメリカとヨーロッパ大陸の夫婦財産契約の概念のすぐれた点を結合させることにあった。そのねらいは、アメリカのように夫婦財産契約の締結、変更、解消を非常に融通のきくものにし、その一方で、ヨーロッパ大陸のように契約内容の法的限界を明確にすることだった。しかしさまざまな客観的および主観的要因により、この願望は完全には達成されなかった。

家族法典第40条は、夫婦財産契約を「将来または現在の夫婦の間で、結婚中および離婚後の夫婦の財産関係を定める契約」と定義している。夫婦財産契約は、結婚前あるいは結婚中のいつでも結ぶことができる。結婚式の前に結ばれた場合には、結婚の登録と同時に効力を発揮する。夫婦財産契約は書面によって結ばれ、公証を受けなければならない。

事実婚の夫婦が拘束力のある夫婦財産契約を結ぶことができるかどうかについては、疑問の余地がある。私の考えでは、厳密に法的な観点からみて、これに対する答えは否である。なぜなら夫婦財産契約はその定義により、当事者が明確であること、すなわち夫婦であることを要求しているからである。しかし民法は、契約の型を、法律に列挙したものだけに限っていない。原則として事実婚の夫婦は、「夫婦財産契約」とよぶことなしに、これと類似の契約を結ぶことができる。唯一の制限は、事実婚の夫婦は合有財産を作りだすことができないということである。なぜなら、民法典第244条第3項によると、契約によって合有財産を設定することはできないからである。

家族法典は夫婦に、夫婦財産契約により彼らが望む任意の夫婦財産制を具体化することを認めている。夫婦は完全な別産制、無制限な合有財産制を選ぶことができるし、また、外国にある任意のモデルを用いることも、あるいは複数の財産制を混ぜ合わせることもできる。夫婦財産契約は、法律に反しないかぎり、夫婦の財産権に関係するいかなる条件でも含むことができる。夫婦財産契約は、結婚中および離婚の場合の扶養について定めることができるし、また、財産を分割

する場合に、だれが何を取るのか、だれが代償を払うのかを決めることができる。夫婦財産契約は、すでに存在する財産制を将来に向って変更することもできるし、あるいは遡及効をもたせることさえできる（これは債権者の利益を侵害しないときにかぎられるが）。夫婦は、ある権利や義務を一定期間に制限すること、またはそれらに条件をつけることができる。たとえば、彼らは、結婚した最初の5年間は別産制をとり、その後、すなわち結婚がテスト期間を終えたときに、その制度を自動的に合有財産制に切り替えることができる。あるいは別産制を、はじめての子が誕生した後に、限定された合有財産制に切り替えることもできる。このような広範な選択の幅は、夫婦財産契約にかんする柔軟なアメリカ的概念によって示唆を受けたものだが、私はこれを新家族法典の長所の一つであると考える。短所は、可能な夫婦財産契約のいかなるモデルも示していないということである。公証人も夫婦も夫婦財産契約を結んだ経験をもたない国では、モデルを示さないということが多くの紛糾をもたらすだろう。

夫婦間の契約の自由は無制限ではない。まず第一に、夫婦財産契約は、形式、当事者双方の権利能力、自由意思などにかんする法律行為のための、民法典の必要条件を満たしていなければならない。たとえば、すべての契約の内容上の限界の一つは、当事者の受動的または能動的な権利能力を制限すること、あるいは裁判所に提訴する権利を奪うことはできないということである。家族法典は、夫婦財産契約の特殊性と関連する特別な限界を含んでいる。夫婦財産契約は、未成年の子という、契約の設定の時にはふくまれていなかった第三者のために権利や義務が生まれることから彼らを保護するため、子に関連する条項を含むことができない。

他の多くのヨーロッパの国々のように、夫婦財産契約は、人格的、非財産的な権利義務を取り決めることができない。この制限の根拠は、そのような条項を強制することが難しいからである。夫婦はもちろん、犬の散歩やゴミ袋を出すというような日常的な義務にかかるどんなことでも取り決めができる。ただし、このような取り決めを法律で強制することはできない。

夫婦財産契約はまた、貧困で労働能力のない配偶者の扶養料を受け取る権利を制限することもできない。

配偶者の契約の自由にかんするもっとも問題の余地がある制限は、家族法典第42条第3項に定められているものである。この条文によれば、「夫婦の一方を極端に不利な状況におく」条項は、その利益がかかわっている配偶者の請求に従い、判決によって無効と宣告されうる。なにが「極端に不利な状況」であるかを決めることは、裁判官の判断にまかされている。裁判官には、その取り扱っている事件のあらゆる事情を考慮することが期待されている。この制限は、愛情、信頼、愛着や依存によって代表される夫婦関係の特別な性質のため、契約の自由の濫用が起きやすいことの懸念から設けられたものである。たとえば、夫婦の一方が結婚中に財産を取得する自分の権利をすべて放棄するという取り決めは、その一例であろう。

ここでの困難のみなもとは、もちろん、この規定の適用の範囲が不確定だということにある。たとえば、原告である配偶者の状況はどの時点で「極端に不利な状況」と断定されるべきなのか、すなわち、契約の締結の時点ですか、または訴えが提起された時点に限るのかということさえも明

確ではない。

以上に述べた制限は、夫婦の契約の自由にかんする限界を構成している。もしそれらの限界が侵された場合、契約は無効となるか、または無効にすることができる。

相互の合意にもとづく夫婦財産契約の変更または解除は、いつでも可能だが、公証人の証明が必要である。このことは夫婦財産契約を、長期にわたる財産関係の規制のための適切な手段にしている。契約の一方的な解除は不可能だが、ある状況のもとでは、配偶者は契約の変更または解除を裁判所に訴えることができる。この手続は、民法典第451条のかなり厳格な規則によって定められている。この条文によれば、裁判所は該当する事情に「本質的な」変化がある場合に限り、契約を変更または解除することができる。「本質的な」変化とは、もしそのような変化が当事者により予見されていたならば、定められた条件では契約が結ばれなかつたか、または契約がまったく結ばれなかつたような変化である。さらに、これについては、つぎの四つの条件が必要である。すなわち、1)契約の締結時に当事者がその変化を予見しなかつたこと、2)その変化が、契約の変更を求めている当事者の支配が及ぼない原因によって引き起こされたものであり、また判決以外の方法では契約の変更が不可能であること、3)変更なしで契約を履行することが原告の利益をいちじるしく侵害し、原告が契約から当然期待できるものを原告から奪うこと、4)原告が商慣習の規準または契約の本質的な要素にともなうリスクを負担する意思がないこと。

これらの条件は、明らかに商取引を予定したものであり、民事上の取引の安定を保護することを目的とするものであった。これらすべてが夫婦財産契約との関連で適用されるということは、あまり好ましくないように思われる。なぜなら、夫婦財産契約は、その相互的な性格や存続期間が長いという特色から、ふつうの商業契約よりもより頻繁に変更または解除を必要とするからである。夫婦の一方が労働能力を失ったり、失業することもありうる。夫婦それぞれの所得が減少あるいは増加することもあるので、夫婦財産契約の適切な変更がなければ、窮屈している方の配偶者が、十分な所得のある方の配偶者の扶養を義務づけられるといった不合理もおこりうる。

これらの理由から、家族法典の最初の草案は、民法典第451条の一般規定の例外という方法で、裁判所が十分に深刻であると認めた事情の変化だけを根拠として夫婦財産契約を変更または解除する権限を、裁判所に与えた。残念ながらこの草案は拒絶された。この草案は「民法典と矛盾している」だけでなく、第三者の利益にとって、あまりにも有害であると考えられたからである。しかしこうして生み出された状況は、さらに矛盾したものになっている。判決によって夫婦財産契約を変更または解除することがほとんど不可能だとするならば、夫婦の一方は、夫婦財産契約が自分を「極端に不利な状況」においていることを理由として、契約の無効を裁判所に請求せざるを得なくなるだろう。なぜなら、そのほうが証明するのが容易だからである。これによって第一に損害をこうむるのは、まさに保護されなければならないはずの第三者である。なぜなら、契約の変更や解除は過及効をもたないのに対して、契約の無効は過及効をもつからである。同時に、当事者の利益をまもろうとするこのような試みは、家族法典の諸規定がすでに当事者に対して広範な保護を提供しているという事実に照らしてみれば不必要なことであった。第46条により、

夫婦は、彼らの債権者らに対して夫婦財産契約の締結、変更または解除について知らせる義務を負う。もしその義務を怠った場合、彼らは、夫婦財産契約の内容にかかわりなく、いかなる不利な結果に対しても法的責任を負う。債権者が適切に告知を受けており、また夫婦財産契約の締結、変更、または解除が債権者の権利を本質的に侵害するとき、彼らは民法典の規定にもとづいて、夫婦の一方または双方との間に結んだ自分自身の契約の変更または解除を請求する権利を与えられる。

夫婦財産契約についての新しい法律に関する問題や欠点はかなり多いにもかかわらず、私の展望は概して肯定的である。この制度のいっそうの発展は、法的規範における多くの追加的な改革を必要とするだろう。しかしこれは、本質的な変化が実効あるものになっていくとき、避けられないことである。

第3節 親と子

1. 親子関係

革命前には、父子関係の帰属と承認（判決による父子関係の確定すなわち強制認知と任意認知を指す——訳者）の方法および婚外子の法的地位を決定する規則は、徐々に改正されてきた。婚外子に対する差別は次第に小さくなっていたが、けっして完全に克服されることはなかった。

1918年の最初の家族法典は、婚外子に対して婚内子と平等の権利を認め、また、父が任意認知をしない場合に、判決によって父子関係を確定することを認めた。その後、子の利益に対する配慮は、法の変遷を極端に一方的な方向へとみちびいた。すなわち二番目の1926年の家族法典によれば、父と思われる者に対して訴えを提起した母は、被告が父であることを立証する必要がなくなった。なぜなら、認知の訴えを提起された者は、自分が父ではないということを証明しないかぎり判決によってその子との父子関係を確定されることになったからである。裁判官は、あらゆる可能性がある場合に父子関係を確定しなければならないと最高裁判所から指示された。なぜなら「あらゆる子は、父から扶養料を請求できるようになるために、父をもつべきである」⁽²⁵⁾からである。この極端なシナリオは、1944年に、正反対のものに取り替えられた。1944年7月8日の法令の規定は、判決による父子関係の確定を禁止しただけではなく、任意認知をも禁止したのである。これは、もちろん、まったくの差別であり、子の権利の重大な侵害であった。1969年の法典は、判決による父子関係の確定と任意認知の両方を復活させた。そして婚外子の利益と、推定される父の利益との間に、ある種のバランスを打ち出そうと試みた。すなわち判決による父子関係の確定は、母とその子の生物学上の父が、程度の差はあれ安定した関係を維持していたとき、たとえば彼らが同棲して家計を共にしていたとき、またはいっしょに子を養育あるいは教育

⁽²⁵⁾ 1929年6月11日付のロシア連邦義共和国最高裁判所民事部通達『裁判実務』1929年、第14号。

していたときにだけ可能となった。父子関係を確定できるもうひとつの機会は、推定される父が個人的な手紙またはその他の文書のなかで自分が父であることを認めていながら、公的に認知届を出すことを拒否したときがあたえられた。新家族法典は、家族法のこの領域に劇的な変更をもたらさなかった。もっとも重要な変化は、母とその子の生物学上の父との間に安定した関係がない場合でも、父子関係を確定しうるようになったことである。

子が結婚により生まれた場合は、その母の夫が父であると推定される。この推定は、夫によっても、母によっても、また、子の本当の父によってもくつがえされうる。しかし子の本当の父が、子の母およびその夫の意思に反してまでも、たとえば遺伝学的検査にもとづいて、子とその母の夫との父子関係の推定をくつがえそうとする請求をした場合に、それを認めるような解決を私は歓迎しない。多くの場合、そのような家族のプライバシーの侵害は、その子の最善の利益にならないばかりか、大人たちの最善の利益にもならないだろう。

両親が結婚していない場合、父は、母と共に身分事項登録機関に対して共同の認知届を提出することにより、子との父子関係を承認することができる。この父母の共同の認知届は、妊娠中でも提出することができる。自分が子の生物学上の父親ではないことを知りながら母と共同で認知をした者は、将来において父子関係を争うことはできない。この規則は、安定した家族関係に対する子の権利を保護することを目的としている。

もし父が自発的に父子関係を承認しないならば、子の母、後見人、または子自身（成年にたった後）は、裁判所に対して父子関係の確定を請求する訴えを提起することができる。父自身もまた、もし母が身分事項登録機関に対して共同の認知届を提出することに同意しないならば、判決による父子関係の確定を請求する訴えを提起する権利を持つ。これまでの法典とは違って、新家族法典は、父子関係を確定するために証明を必要とする事実または状況を列挙していない。第49条は、「父子関係を確実に証明する任意の証拠は考慮に入れられる」と簡単に述べている。困難なケースでは、裁判所は遺伝学的鑑定に依拠することができる。その結果として、子の誕生が「一夜の出来事」の結果であるときでさえ、父子関係は確定されうる。父子関係の確定の問題については、ロシアの学界で多方面にわたり討論された。法典の哲学は、「子は、両親の無責任なふるまいによって権利を侵害されなければならない」という理念にもとづいている。この見解は、多くの場合に正当化されるだろう。しかしいかなる場合にでも父子関係を確定してしまうことは、たとえば、子を持ちたい女性と、子に対して名を明かさないでいたい生物学上の父との間の合意の信頼性をくつがえすことになる。ロシアの法律は精子提供者の匿名性を保障していることを考慮に入れなければならない。自然な方法による妊娠には性交が必要であるが、人工授精には性交は必要でないという事実は、父子関係を確定するための可能性にとって決定的なものであってはならない。

子が精子提供者の精子あるいは提供された受精卵によって誕生したとき、その提供を受けた女性は母として登録され、彼女のパートナーは、書面により同意していることを条件として、父として登録される。彼は、そのことにかんする事実を根拠として、将来において、父であることに

異議をとなえることはできない。提供者と子との父子関係または母子関係を明らかにすること、および、提供者の名前を明らかにすることは禁じられている⁽²⁶⁾。子の出自にかんする情報の暴露から両親と子をまもるために法典に含まれているこのような絶対的な禁止について、私は疑問を抱いている。たしかに提供者側も、困惑や紛糾にさらされないことが確実であることを望んでいる。これらすべては妥当な動機である。しかし、もし子のアイデンティティーの確立や、遺伝性の病気の治療のために、子の出自を明らかにすることが必要となった場合はどうだろうか。それだけではなく、子自身が自分の生物学上の親を知りたいという強い欲求を持つことがある。そのような場合には、子の利益と、その社会的な親の利益とは両立しえなくなる。このことは、子の利益が自動的に優先されるべきではなくなる稀な例の一つであると、私は考えている。この問題のよりよい解決は、子からの要求があったとき、子の出自にかんする情報の公開を命ずる権限を裁判所に与えることだろう。ただしそれは、情報の公開を許可するための重大な論拠が立証されうることを前提としている。

子の出自の確定ということにおいて、もっとも複雑な問題を提起しているのは、代理母という現象である。この問題でアメリカやいくつかのヨーロッパ諸国の経験から学ぶことができたことは、ロシアの起草者にとって大きな強みであった。新家族法典は、代理母に「決心を変える」機会を与えて、代理母の利益に優先権を与えている。受精卵として移植された子の誕生の後、代理母は二つの選択肢をもつ。すなわち、彼女が契約した夫婦を子の両親として登録することについて、彼女が前もって与えた同意を再確認することもできるし、同意を撤回して自分自身を母として登録することもできる。もし彼女が同意を再確認したならば、もはやそれを取り消すことはできない。両親として登録された夫婦も、将来においてこの登録に異議を申し立てることはできない。「決心を変える」という選択肢が与えられているのは、次のことによる。すなわち、子を生んだ代理母は、理論的には自分と子との間に親子としてのつながりがないことを知っているが、その一方で、妊娠や子の引き渡しが彼女に非常に大きな心理的ショックを与え、普通の母親としてのあらゆる感情や、本能を目覚めさせることがあるからである。子の引き渡しを強いられることは、彼女に耐え難い心の傷をもたらすだろう。

ロシア家族法のこの分野にかんする前述の議論の概要は、親子関係を血縁にもとづく関係として定義するという支柱から離れて、親子関係をもっと社会的な関係として定義するという方向に向かっていることを明らかにしている。人工授精や代理母、生物学上の父であることを主張しない男性による認知のような場合に、法律は、子との親子関係をつくりだすことに関与している人々の意思に優先権を与えており、また、遺伝上のつながりがなくても、彼らを子の親として受け入れているのである。

2. 親の権利および義務

革命前の法律は、親に対して、未成年の子についてだけではなく成年の子についても、強力な

(26) 同様の保護は、養子縁組の秘密に対しても与えられている。養親の意思に反して養子縁組の情報を明らかにする個人または公務員は、刑事責任を負わされることがある。

親としての権限を与えていた。家父長的家族の広範な法的権限は、伝統や社会の倫理的規則によってのみ制限されていた。革命後の親の権利の発展は、かなり矛盾したものだった。すなわち一方において、父母は子にかんして平等の権利を取得した。このことは、当時としては進歩的であった。しかし他方において、親の任務は、なによりも社会に対する義務とみなされていた。1926年の法典は、親の権利はもっぱら子の最善の利益のために行使されるものでなければならないと述べて、親の利益をまったく考慮に入れてはいなかった。

この姿勢は全然変わらなかった。このことは、新家族法典が親の利益と子の利益の間の新しいバランスを図らなければならなかった理由となっている。第65条は、親の権利を子の利益に反して行使することができないとし、親の主たる関心は子の最善の利益に向けられなければならないと述べている。実際には、このことは子の利益と親の利益が対立しているとき、子の利益に優先権があることを意味している。

未成年の子、すなわち自分の権利を自ら主張することができない子の法的な地位を考慮して、親の責任を定めている規定は必然的に重要な公的要素を含むものになっている。新法典は、父母は合意にもとづき、子の意見を考慮に入れながら、子の養育や教育の問題について親としての権利をどのように行使するかを選択する自由をもつと定め、私的な選択の自由の範囲を記している。この親としての選択の自由は、第65条により制限されている。すなわち第65条は、親は子の身体的、心理的あるいは精神的な成長に対していくなる損害をも与えてはならないと定めている。子を放置すること、虐待、暴力、侮辱、搾取、子の品性を傷つけることは禁じられている。これらの制限が逸脱されるとき、国家が介入することになる。このようなコントロールは特別な公的機関（後見保佐機関）によっておこなわれる。

しばしば賞賛に値すると認められているロシア家族法の規則は、両親が結婚しているかどうか、彼らが子と一緒に生活しているかどうか、あるいは、父子関係が自発的に承認されたか、それとも判決により確定したかどうかにかかわらず、父母が平等に親としての権利を与えられていることである。この問題の取り上げ方は、子どもの権利条約第18条と合致している。しかし私自身は、この規則に賛成しない。なぜなら、実際には、子との親子関係を確定することを望んでいなかった親に対して親としての全面的な権利を認めることは、紛争を招くからである。裁判所は、血縁にもとづいて父子関係を確定することはできるが、親子としての適切な社会的関係をつくり出すことはできない。その結果、不本意な「親」は、一番よくて何もしない、最悪の場合には、休暇中に子を外国に連れていくというようなことにさえ、必要な同意を恣意的に拒み、あらゆる種類の紛争をひきおこすまで自分の権利を濫用するだろう。ロシア的な「オール・オア・ナッシングの手法」に由来するこのような状況を脱する唯一の方法は、このような親から、親としての権利を全体として奪うことである。

それだからこそ、判決によって父子関係が確定した場合、生物学上の父に対して、親としての権利のすべてを認めるのではなく、養育料を支払う義務だけを課すことこそが、よりすぐれた解決法であると私は考える。しかし私の提案は、「少数者の提案」にとどまっている。な

せなら、両親に平等の権利を認めるのがもっともよいという考え方がある、いまなおロシアの学説で支配的だからである。

もうひとつの問題は、親の一方が、子といっしょに生活していないが、子の養育と教育への参加を希望しているときに発生する。法律的には、母と父の両方がまったく平等の権利を持っている。しかし、別れて暮らすことになると、圧倒的多数の場合、裁判官は子の監護権を母に与えている。このようにして父は、紙の上では完全に母と平等な権利をあたえられていながら、実際には、母が協力を拒む場合、自分の権利行使することができない。この矛盾は、社会的緊張を生み出している。欲求不満の父親たちは、平等の待遇を目指して努力する団体を設立した。この問題に取り組むための試みとして、新家族法典は、母が判決に絶対に従わない場合、子を父に引き渡す権限を裁判所に与えている。しかし、このような問題がすべて法律により解決されうるのかどうかは、非常に疑問である。

未成年の親の権利の問題についての新しい解決方法も、興味深いものだろう。親の権利の行使は、完全な行為能力を要求する。そうでなければ、自分の子の法定代理人として行動することは不可能である。民法典第21条第1項によれば、結婚している未成年の親は（未成年者が結婚できるためには、法定結婚年齢に幅をもたせることが許可されていなければならないのだが）、結婚によって完全な行為能力を取得する（家族法典第13条によると、法定結婚年齢は18歳であるが、結婚を登録する場所の地方自治機関は、尊重すべき事由がある場合、結婚を希望する者の申請にもとづき、16歳にたったした者の結婚を許可する権限をもつ。この「尊重すべき事由」とは、多くの場合、妊娠または出産である——訳者）。彼らは親の権利行使することにおいては何の問題もないだろう。しかし、結婚していない未成年の親は、完全な行為能力を取得しないし、厳格な法的観点からは、自分の子を代理することができない。未成年の親が、親としての権利行使する権利を簡単に奪われることは疑いない。しかし何歳になればそれを全面的に行使することを許されるのかについては、疑問が残る。母は14歳、しばしば13歳または12歳でさえ子を生むことができる。そのとき母自身がまだ子どもであり、自分自身を表現することが不可能だから、自分の子を孤立させてしまう。彼女に完全な法的能力を認めることはできないが、同時に、彼女に対して、親の権利のすべてを否定することもできない。家族法典第62条の定める妥協は、16歳未満の親に対して、自分の子のために任命された後見人と協力して親の権利行使することを要求している。そのような親は、子と共に生活する権利をもつ。そして16歳にたつすると同時に後見は終了する。その時から、未成年の親は独立して、全範囲にわたって親の権利行使する権利を与えられる。

ロシア家族法のなかで興味深いと思われるもうひとつの発展は、子の命名方法において、それぞれの地域の伝統を考慮する余地を残すという試みである。子の名前は、両親の合意により決定される。父称は、父の名前により決定される（ロシアには、名前と姓だけでなく、父の名前から引き出される「父称」を用いる慣習がある。たとえばトルストイのフルネームはレフ・ニコラーエヴィチ・トルストイだが、レフが名前、ニコラーエヴィチが父称、トルストイが姓である。ニ

コラーエヴィチとはニコラーアの息子という意味であり、ニコラーアの娘ならばニコラーエヴァとなる——訳者)。しかし旧法と違って、新家族法典(第58条第2項)は、ロシア連邦の構成主体に、父称にかんする独自の規則を定めることを認めている。なぜなら、ロシアのあらゆる民族集団が、かならずしも伝統的に上記のような取り扱いに従っているわけではないからである。子の姓は、両親の姓により決定される。両親の姓が異なる場合、両親は子がどちらの姓を名乗るかについて、合意にたつしていなければならない。ロシア連邦の構成主体は、この問題についても、それぞれ独自の規則をつくることを認められている。しかしこれらの規則は、夫婦平等の原則に違反することができない。したがって、子が父または母の姓のどちらを名乗るかで合意がえられるとはかならずしも期待できない。子の名あるいは姓について両親が合意にたつしなかった場合、紛争は後見保佐機関によって解決される。

3. 子の権利

新家族法典第11章は、未成年の子の権利にかんする特別な規定をふくんでいる。このことはロシアにとって新しいことである。以前は未成年の子は、主として親の監護を受ける受け身の対象として考えられていた。新しい規定は、国連子どもの権利条約によって示唆を受けている。この条約は、子をそれ自身独立した権利をもつ人間として扱っている。

子の重要な権利は意見表明権である。ロシアの法律は、子どもの権利条約に従い、意見を表明することのできる最低年齢に言及していない。このことは、子が意見を明確に述べることができるようになるやいなや、自分の利益に影響するいかなる家族の決定にも意見表明権を持つことを意味している。また同じことは、いかなる行政的あるいは司法的手続にも当てはまる。子の年齢は、その意見を評価することになる場合にのみ関連する。条約は、子どもの成長におうじて、子どもの意見を取り扱うことを要求している。家族法典第57条は、10歳以上の子の意見は考慮に入れなければならないと定めている。10歳未満の子には意見を表明する機会が与えられなければならない。しかし親または公務員は、その意見に従わない理由について説明する義務は負わない。子が10歳以上の場合、彼らは子の意見に同意しない場合には、適切な説明を行わなければならない。たとえば、子が離婚後は父と一緒にいたいという希望を表明した場合、その子が母親と生活するほうが望ましいと考えている裁判官は、なぜこの点において子の選択をくつがえすことが子の最善の利益になるのか、その理由を明らかにしなければならないだろう。

ある種の決定は、10歳以上の子の意思に反してなされることがまったくできない。子の同意なしに、名前または姓を変更すること、親の権利を剥奪されている親にその権利を回復させること、養子縁組をおこなうこと、養親を実親として登録すること、または子を里親に委託することはできない(ここで筆者は「里親」と記しているが、正確には「養育家庭」である。養育家庭とは、以前に行政命令によって定められていた里親制度とは違って、新家族法典によって新設された「親の監護なしに残されている子の養育形態」の一つである。養育家庭は、養育のために子を家庭に引き取ることを希望する夫婦または個人と後見保佐機関との契約によって形成され、養育

家庭における養育親の労働報酬の額および養育家庭に提供される特典は、ロシア連邦構成主体の法律によって定められる——訳者)。これらの行為に子の同意が必要なのは、それが子のきわめて重大な利益に影響をあたえるからである。子の同意なしにその名前を変更することはできないのは、名前が人を確認するためのもっとも重要な目印の一つだからである。親の権利の回復、養子縁組および養育家庭への委託は、すべて子の生活条件に完全な変更をもたらすものだからこそ、これらの行為も子自身が表明した意思に反しておこなうことができないのである。

子は、その親および家族のその他の構成員との接触を保つ権利をもつ。離婚の場合でも同様である。このことは、子がこれらの接触を拒むこともできることを意味する。この権利は、訪問権というものを従来とは完全に異なった見方、すなわち争っている親の視点からではなく、子の視点から見ることをわれわれに強いている特権なのである。

極端な状況、たとえば逮捕、拘留、あるいは事故発生後の緊急看護のような状況におかれた子は、面会を許せない重大な理由がない限り(たとえば親との面会が、生き返ったばかりの子にとって危険であると思われる場合など)、その親に会う権利を持つ。

ロシア家族法では初めてのことであるが、親は、親の利益と子の利益が衝突する場合、子を代理することを禁止されている。このような衝突は、財産紛争に関連して、また親の権利の剥奪または制限の場合に、もっともしばしば発生している。利益の衝突がおこると、後見保佐機関が子のために独立した代理人を選任する。新家族法典はさらに、虐待の場合に親または親の代理人から自分を守る権利を、子にあたえている。どの年齢の子も、自発的に後見保佐機関に保護を求めることができる。14歳以上の子は、直接に裁判所に訴えを提起し、自分の親を相手にして、親の権利の剥奪または制限を求める手続を開始することを認められている。

第6章 結 び

ロシア家族法を西欧諸国の家族法と比べてみると、家族法は、おそらく、ロシアが西欧諸国に提供すべき真に興味深いものをもっている数少ない法分野の一つだと思われる。

第一に、非常に劇的に揺れ動いてきたロシア家族法の独特的な歴史的発展がある。たとえば、20年代、30年代には「あらゆる場合に」おこなわれていた裁判所による父子関係の確定は、40年代、50年代には完全に廃止された。このような変化は、全国規模での社会的、法的実験の一側面と見ることができる。そこから学べる教訓は独特なものである。他の国はこのような突然の前進や後退を経験したことはなかったし、今までのところ、他のいずれの国も、このような一定の理念の実行を敢えてしたことはなかった。

第二に、ロシア家族法の荒波のような歴史が、積極的および消極的な経験の大きな蓄積のうえに新しい家族法典を構築することを可能にしたのである。過去の間違いを繰り返すことは避けられた。この法典が、もはやロシアが世界の国々から孤立していないときに制定されたという事実は、スウェーデンやノルウェーのような近代的家族法を持つ国々の経験から学ぶことを可能に

し、またこれらの国々の最近の法令（たとえばノルウェーの1991年「結婚法」、1981年「子ども法」）を参考にすることを可能にした。

私は、われわれ自身の仕事の結果を自画自賛するつもりはない。まして、新ロシア家族法典を、近代家族法のモデルとして描きたいとも思わない。確かに、この法典のなかのすべてのことが同じ反響を呼び起こしているわけではないし、多くの争点が意見の違いを招いている。しかし、私は、新ロシア家族法典はヨーロッパの家族法の発展のなかで重要な一步を踏み出したと考えている。また、その歴史的背景や発生の様式は、この法典をヨーロッパの家族法の流れの主流のなかに位置づけ、それを法律の幹線道路の外辺のどこかに追放しないことを保証しているといえよう。

[訳者のあとがき]

本稿は、Maria V. Antokolskaya, "The 1995 Russian Family Code : A New Approach to The Regulation of Family Relations", *Review of Central and East European Law*, 1996, No 6. pp. 635 - 660 の全訳である。

1995年の新家族法典は、ロシアの体制転換後、新体制下の体系的法典化の作業が推し進められるなかで、1993年の憲法、1994年の民法典第一部につづく三番目の法典として制定された（草案は1995年12月8日に国家会議（下院）で最終的に採択され、連邦会議（上院）を通過後、1995年12月29日に大統領が署名し、1996年3月1日から施行されている）。

筆者のマリア・アントコリスカヤは、本稿の執筆当時はモスクワ大学法学部家族法講座の助教授であり、現在はオランダのユトレヒト大学で研究をつづけている。主要著作として次のものがある。M. B. Антокольская, Семейное право М., 1996 (アントコリスカヤ『家族法』モスクワ, 1996年), M. B. Антокольская, Место семейного права в системе отраслей частного права (по трудам чивилистов России конца XIX—— начала XX века), 『Государство и право』, 1995, №.6 (アントコリスカヤ「私法部門の体系における家族法の地位（19世紀末から20世紀のロシアの民法学者の著作による）」『国家と法』6号, 1995年). 私が筆者に接したのは、「ポスト共産主義諸国の転換期における家族法の現状と問題点」というテーマのもとに、1998年6月にプラハで開催された国際家族法学会ヨーロッパ地域会議においてであった。

この論文の意義は、第一に、新家族法典の制定理由およびこの法典の基礎にある家族関係の規制への新しい取り組みの方向が、同法典の起草委員の一人であった筆者によって、はじめて明らかにされたことである。この法典の基礎にある新しい取り組みの方向とは、筆者によると、個人超越主義およびパターナリズムを背景として家族法の私的な性格を否定していた旧体制下の家族法とは違って、家族問題への国家の介入を著しく制限し、従来の強制規範の大部分を任意規定に置き換えたこと、つまり家族構成員の自己決定権により自らの関係を規制する自由を認めたことである。

この論文の意義の第二は、新家族法典草案の起草委員会の内部にかなり激しい意見の対立があっ

たことが公表され、そのうえで、多数意見とはことなる筆者自身の見解が明らかにされていることがある。筆者が序論のなかで記しているように、ロシアには、立法過程の公表という伝統がない。たしかに1968年の結婚と家族にかんする基本法の立法のときは、ソ連最高会議の立法準備委員会が同法の草案を日刊紙上に公表し、これをめぐって広範な大衆討論がおこなわれたという経緯があり、そこで出された意見の多くは新聞や雑誌に掲載された（稻子宣子「ソビエト家族と新家族法（一）－（五）」『日本福祉大学研究紀要』15号（1969年）、16号（1969年）、19号（1971年）、26号（1975年）、33号（1977年）を参照）。しかし立法準備委員会の下に設けられた小委員会の議事録ないしは速記録などが一切公開されなかったため、委員会の内部でどのような意見の対立があったか、またどのような議論をへて、どのような妥協がおこなわれたかを知ることは不可能であった。立法過程の非公開は、旧ソ連時代からの負の遺産の一つである。

この論文の意義の第三は、民法と家族法との相互関係をどのようにとらえるべきかということが、新家族法典の起草者たちにとっても、新民法典の起草者たちにとっても、もっとも困難な問題の一つであり、深刻な争点であったことが明らかにされたこと、そしてこれに対する筆者自身の見解として、「家族法は、それ自身の特徴を数多くもっているが、民法の下位部門として定義されるべきである」という結論が示されていることである。この結論がロシアの家族法学者たちにとって普遍的なものになるかどうかは、今後の課題であろう。

この論文の意義の第四は、旧体制下のそれぞれの時期の家族にかんする法令の基本的な性格を簡潔に記していることである。たとえば筆者によると、破綻主義的離婚を導入し、婚外子に婚内子と平等の権利を与え、女性に家族関係における平等の権利を認めた1917—1918年の家族法令は、「他のヨーロッパ諸国でおよそ4分の3世紀を要した家族法のさまざまな改革をほぼ完成したもの」であった。しかし離婚手続きを極度に厳しくするとともに婚外子の強制認知および任意認知を禁止した1944年のソ連最高会議幹部会令による家族法の改正は、注(4)によれば、「全体主義社会による人権の全般的な弾圧の一部」であった。そして1969年の結婚家族法典は、「あらゆる私的な商業活動が禁止され、圧倒的多数の国民がほぼ同様の所得を持つという国家のためにデザインされたもの」であったから、市場経済への転換後、深刻な問題を生み出した。とくに、すべての国民をむりやりに一つの規準にはめ込もうとした法定夫婦財産制は、全体主義国家にとっては当然なものであっても、「ポスト・ソビエトの時代には、完全にたえがたいもの」となった。筆者は、このように旧体制下の家族法令の基本的な性格を把握したうえで、「ロシア家族法の荒波のような歴史が、積極的および消極的な経験の大きな蓄積の上に新しい家族法典を構築することを可能にしたのである」との結論をみちびき出している。

以上のように、本稿の意義は多岐にわたっている。しかし、この論文が新家族法典の第6編「親の監護なしに残されている子の養育形態」について全然ふれていないことは、「論文の長さが限られていることを考慮」したためであるとはいえ、残念である。なぜならこの第6編は、新家族法典のなかでとくに児童福祉に関連する部分であり、この部分における改革の背景には、ペレストロイカの時期になってはじめて公表された凄まじい家庭崩壊の現状、親による子の養育放棄

や虐待の激増という深刻な社会状況があるからである（稻子宣子『ソ連における子どもの権利』日本評論社（1991年），1—128頁を参照。児童福祉を含むロシアの社会福祉全体の歴史と現状については、稻子恒夫「ロシアの社会福祉」仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉②ロシア・ポーランド』旬報社（1999年），1—222頁を参照）。第6編では、親の監護なしに残されている子（日本の児童福祉法上の要保護児童にあたる）の権利および利益を保護する規定が旧法典よりもずっと詳しくなったほか、養子縁組を決定する機関が従来の後見保佐機関（行政機関）から裁判所に移された。また、「養育家庭」という新しい制度が、従来の養子縁組および後見（保佐）とならんて、親の監護なしに残されている子の養育形態の一つとして位置づけられている（稻子宣子「ロシアの児童福祉改革と新家族法典」『児童福祉法研究』7号（1997年）を参照）。さらに1998年、家族法典の一部改正により「親の監護なしに残されている子にかんする国家データバンク」の設置を示唆するなどの改革がおこなわれた。またこの改正にともない、養子縁組にかんする章の冒頭に、「養子縁組は、親の監護なしに残されている子の養育の最優先形態である」（第124条第1項）という規定が増補されたことにも注目する必要がある（稻子宣子「ロシアにおける養子制度の改革」養子と里親を考える会編『養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言』地域社会研究所（1999年），378—399頁を参照）。

なお、新家族法典全体について、1917年の革命前のロシア帝国の法律および革命後のそれぞれの時期の家族にかんする法令と対比しながら、それぞれの項目ごとに分析をおこなった論文として、稻子宣子「家族法の改革」藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』法律文化社（1998年），263—285頁がある。また新家族法典の翻訳としては、森下敏男「邦訳：ロシア連邦新家族法典（1995年）」『神戸法学雑誌』46号2巻（1996年）がある。